

住宅貸付・災害貸付を受けている方へ

年末残高証明書を交付します

住宅貸付等(災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。)を受けている方で、所定の要件に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されます。

平成12年6月以降に住宅貸付等を借り受けている方へ「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を交付しますので、共済事務担当課よりお受け取りください。

平成12年6月から平成27年12月までに貸付を受けた方

↓
年末調整用として平成28年11月中旬に送付します。

※12月末日現在の残高を証明するため、11月および12月の一部繰上償還は原則としてできません。

平成28年1月から平成28年12月までに貸付を受けた方

↓
確定申告用として平成29年1月下旬に送付します。

〈留意事項〉

- 今まで控除対象となっていた貸付でも、一部繰上償還をしたことにより全償還期間が10年未満となった場合は、減税対象とならないため証明書は交付しません。
- 控除対象となる方は、原則、平成13年1月1日以後に新築等の家屋に移住した方となります。
- 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】でご確認ください。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

エクササイズ・ダイエット講座を開催しました!

組合員と被扶養者の方を対象として、7月26日および29日に茨城県市町村会館でエクササイズ・ダイエット講座を開催しました。

参加者の皆さんは、がんばらないダイエット成功作戦をメインテーマに、講演では食事を楽しむことを忘れずに自分にあった食事の改善方法などを学ばれ、運動編では正しい歩き方の基本姿勢や脂肪燃焼のためのサーキットトレーニングで気持ちの良い汗を流されました。



参加者から寄せられた感想

- ◆ 今後も続けていけそうです!
- ◆ 我慢するだけのダイエットから意識が変わりました。
- ◆ 体の動かし方が分かり、家でもできそうなので良かったです。
- ◆ 学ぶことが多く、日常気をつけるべき点など、とても参考になりました。

